流山市立鰭ヶ崎小学校 学校いじめ防止基本方針

令和2年3月31日

流山市立鰭ヶ崎小学校は、全職員が、「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるよういじめ防止基本方針をここに定める。

全職員は、児童のよりよい人間関係を構築するとともに、何か問題が起きた際は、適切な対応ができるよう心がけるものとする。

1 いじめの定義といじめ防止のための対策の基本的な方針

(1) いじめの定義(いじめ防止対策推進法第2条)

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が、「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にする ことなく、いじめられた児童等の立場に立って行うものである。

(2) いじめ防止対策に関する基本理念

いじめが、児童の人権及び名誉を著しく毀損するとともに、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるばかりでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあることに鑑み、学校においては、いじめの防止等の対策に関して以下の事項を基本理念とする。

- ①「いじめは人間として絶対許されない」との強い認識を持つ。
- ②いじめられている子どもの立場に立った親身な指導を行う。
- ③いじめの問題は、教師の児童観や指導のあり方が問われる問題であることを 理解する。
- ④家庭・地域社会などすべての関係者と情報を共有し、連携を図り一体となっていじめの問題の克服に取り組む。
- (3) 学校及び教職員の基本姿勢
 - ①学校及び教職員は、いじめを許さない、見過ごさない雰囲気作りに努める。
 - ②学校及び教職員は、児童一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
 - ③学校及び教職員は、いじめの早期発見のために、さまざまな手段を講じる。
 - ④学校及び教職員は、いじめの早期対応のために、当該児童の安全を保障する とともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して解決にあたる。
 - ⑤学校及び教職員は、家庭と協力して事後指導にあたる。
- (4) 児童の姿勢
 - ①すべての児童は、いじめを行ってはいけない。
 - ②すべての児童は、いじめを認識しながらそれを放置してはいけない。
 - ③すべての児童は、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する 理解を深めなければならない。
 - ※①から③については、教職員で日頃から指導し、児童に認知させるものである。
- 2. いじめ防止対策の具体的な取り組み
- (1) いじめ防止のために学校が実施すべき施策
 - ①学校におけるいじめ防止のための組織

- a. いじめ防止対策組織
 - ア いじめの防止の取り組みは、「生徒指導委員会」がこれにあたる。 校長・教頭・教務・生徒指導・養護教諭・各学年担当(学年主任)
 - イ 学校長は、必要に応じて、生徒指導委員会の構成員及び学校長が指名 する者を加えた「いじめ防止対策特別委員会」を設ける。
- b. 組織の役割
 - ア 本方針に基づく取組の実施
 - イ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集 と共有を行う。
 - ウ いじめに対する組織的対応の中核を担う。
- c.会議の開催
 - ア 月に1回の定例会の開催を基本とする。
 - イ いじめの情報を共有し、生徒指導委員会において、改善策を練って、 組織的対応を進める。
 - ウ すぐに解消されない案件については、いじめ防止特別委員会を設けて、対応にあたる。
- ②学校におけるいじめ防止等に関する措置
 - a. 未然防止に向けて
 - ア きめ細かな指導
 - *分かりやすい授業の実践
 - *個に応じた指導の充実
 - *「学び合い」を取り入れた授業改善
 - *「助け合い」「励ましあい」の学級風土づくり
 - *体育学習及び遊友スポーツランキングちばの取組を通した「かかわり」 「認め合い」「励ましあい」を基盤とした学習づくり
 - イ 豊かな心の育成
 - *あいさつの奨励
 - *「なかよしグループ」活動の充実
 - *道徳、人権教育の推進
 - *豊かな人間関係づくり実践プログラムの取組
 - *学年による人材活用(人とのかかわり)、交流活動等の実施
 - *学年による多様な体験活動の実施
 - *ネットいじめ防止の啓発
 - *生活規律や学習規律の確立
 - ウ 教師の人権意識の向上
 - *教職員の不適切な発言や体罰等がいじめを助長することの認識と共通 理解
 - *いじめを誘発する要因(過度の競争、配慮のない能力別等のグループ分け、子ども同士の好ましくない関係の芽の見過ごし)の認識
 - b. 早期発見
 - ア 定期的な「学校生活アンケート」の実施
 - *年間2回の「学校生活アンケート(いじめ実熊調査)」の実施
 - *保護者との面談の実施。(夏休み中の保護者面談時に話題とする。)
 - *日常の教育相談の実施
 - イ 児童観察
 - *日常的な観察の実施。
 - *サポート教員、算数指導員、養護教諭を含めた情報の共有
 - * 居休み等、授業時間以外の人間関係の観察
 - ウ教育相談体制の充実

- *学校の相談窓口担当者(大平、神明、主幹、教頭)の周知
- *相談ポストの周知
- *月1回の教育相談日を設定し、保護者に周知するとともに、希望者に対しては、担任や教育相談担当者が面談を行う。
- *「子ども専用いじめホットライン」の配布
- c. 早期対応
 - ア アンケートや日常の観察等から、いじめの情報を得た場合、各学年生 徒指導担当者が詳細を把握し、生徒指導委員会で報告する。緊急性 がある場合は、すぐに校長まで報告し、必要に応じて臨時生徒指導委員 会を開催する。
 - イ 正確な事実確認
 - *いじめ加害者や被害者、周辺児童への聞き取り調査を行い、事実確認 を行う。
 - ウ 事実確認後の対応
 - *いじめをやめさせ、再発防止のため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導と、その保護者への報告・助言を行う。
 - エ 指導方針の決定
 - *指導のねらいを明確にし、継続的な観察、支援体制を作る。
 - *全教職員の共通理解を図り、役割分担を確認する。
 - *重大事案と成り得る可能性がある場合、関係機関(市教委・主任児童委員警察等)との連携を図る。(教頭・校長)
 - *犯罪行為の恐れがある場合は、すみやかに教育委員会及び、所轄警察 署等と連携して対処する。
 - オ 被害児童への対応
 - *いじめを受けた児童、保護者と面接し、安心して登校できる環境を作る。
- d. 児童への指導の継続
 - ア 指導を継続し、随時指導の経過を報告する。

解決が長引く場合があるので、随時観察指導をする。

- イ 事態が改善されない場合には、再度対応策を検討し、対応する。
- ウ 状況によっては、PTA等にも説明し、協力を依頼する。
- 工 解消
 - *3ヶ月後の時点で、被害児童に聞き取り又はアンケートを行い、確認する。
- (2) 中学校区における小中学校及び小学校同士の連携推進
 - a.合同研修の実施
 - b.情報交換
- (3) 重大事態への対応
 - ①重大事態とは
 - a.生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合。
 - b.相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合。
 - ②重大事態への対応
 - a.重大事態が発生した旨を、流山市教育委員会指導課へ速やかに報告する。
 - b.流山市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
 - c.組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - d.調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対して、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
 - e.調査結果を、流山市教育委員会指導課へ報告する。

- (4) 学校いじめ防止基本方針やいじめについての取組の点検・評価・公表
 - ①学校いじめ防止基本方針について
 - a.いじめの防止のための組織を中心に、全教職員で基本方針の点検や見直しを行う。
 - b.学校ホームページや学校だよりなどで公表する。
 - ②いじめについての取組について
 - a.学校評価を活用し、いじめ防止の取組について評価する体制を整備する。
 - b.評価結果の分析に基づき、取組の改善を図る。
 - c.評価結果を公表し、周知する。
- 3. その他
- (1)本方針は、その目的を達成するために常に見直しを行い、より適切なものに 改定していくこととする。

平成26年4月1日	初版
平成27年3月31日	改訂
平成28年3月31日	改訂
平成29年3月31日	改訂
平成30年3月30日	改訂
平成31年3月29日	改訂
令和2年 3月31日	改訂